

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。
※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 令和8年7月1日付け 派遣労働者数

4人

② 令和 年度 派遣先事業所数(実数)

3事業所

③ 令和8年度(令和8年4月1日～令和8年6月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

18,773 円(8時間 全業務平均)

④ 令和8年度(令和8年4月1日～令和8年6月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

15,000円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和8年度(令和8年4月1日～令和8年6月30日) マージン率

20.0%

マージン率 =
$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全労働者)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和8年9月30日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	訓練内容	左記訓練がキャリアアップに資する理由
新規採用者訓練	・社会人としての基本的な心構えと行動ができるよう先輩並びにキャリアアップ担当者より教育指導。 ・指導者の下担当業務が遂行できるよう、作業員研修を行う。	正規雇用労働者に比べて職業能力形成の機会が乏しい理由により、仮垂アップを図ることの重要性を鑑み、教育訓練を義務化。
技能訓練	・廃棄物処理施設の運営に関わる資格(危険物取扱責任者、電気工事士、ボイラー、クレーン等)を任意で資格取得を斡旋。 ・廃棄物施設の構造や運用を座学と実技で学んでもらい、施設運用に関する知識や技能を習得する。	廃棄物施設を運用する専門家としての知識、経験をj得ることで、今後のキャリアアップに繋げる。
リーダー意識研修	・職種を問わず4年目以降の勤続者で、日常の業務の確実な遂行と仕事を教える指導スキルについて指導。 ・作業責任者及び就業制限業務の技能講習。	部下とのコミュニケーション力、リーダーシップ力を養い、高度な意識レベル、判断力が必要な業務の遂行ができるようにする。

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口: 村井 電話番号: 03-3527-2066

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

資格取得費用全額補助

事業所名 株式会社DSN
許可番号 派13-318081